



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

認可対象候補物質リストに5物質を追加

欧州化学物質庁(ECHA)は 2024 年 1 月 23 日、認可対象候補物質リスト(Candidate List)に第 30 次の認可対象候補物質として、5 物質を追加したことを発表しました。

この結果、認可対象候補物質(SVHC)は計 240 物質となりました。

今回追加された物質は、次の通りです。

- 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
(2,4,6-tri-tert-butylphenol)
(CAS 番号:732-26-3)
- チヌビン 329(UV-329)
(2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol) (CAS 番号:3147-75-9)
- 2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン
(2-(dimethylamino)-2-[(4-methylphenyl)methyl]-1-[4-(morpholin-4-yl)phenyl]butan-1-one)
(CAS 番号:119344-86-4)
- チヌビン 326(UV-326)
(Bumetrizole) (CAS 番号:3896-11-5)
- 2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物
(Oligomerisation and alkylation reaction products of 2-phenylpropene and phenol)
(CAS 番号:-)

成形品の製造者及び輸入者は、0.1wt% を超過する SVHC が自社の成形品中に含まれ、それらの成形品中の該当物質が年間 1 トンを上回る場合、認可対象候補物質リストへの収載から 6 ヶ月以内に ECHA への届出が義務付けられています。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2024 年 1 月 23 日付 欧州化学物質庁ホームページ
無機分析箇所 五月女欣央

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 水質汚濁防止法等の施行状況について\(2022 年度\)](#)

化審法における PF0A 関連物質等に係る措置(案)に関する意見募集の実施

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)におけるペルフルオロオクタン酸(PF0A)の異性体とその塩及び PF0A 関連物質(以下、「PF0A 関連物質等」という。)に係る措置(案)について意見募集が、2024 年 2 月 1 日から 3 月 1 日まで行われました。

措置(案)の内容は、以下の通りです。

①製造、輸入を原則禁止

「ペルフルオロアルカン酸(定義に該当する化合物)又はその塩」及び「PF0A 関連物質(PF0I、8:2FTOH と定義に該当する化合物)を生成する化学物質として厚生労働省令等で定めるもの」が第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入にあたっては許可が必要となります。

②使用製品の輸入を禁止

輸入を禁止する製品は、PF0A の異性体とその塩はフロアワックス等、PF0A 関連物質は撥水撥油剤等です。

③認められた用途以外での使用を禁止

政令で指定される用途は、医薬品の製造を目的とした PF0B の製造のための PF0I の使用と侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的とした PFMA の製造のため 8:2FTOH の使用です。

④使用された一部の製品(消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤)について取扱いに係る技術基準を設定
今後は、各省令で定める PF0A 関連物質について、2024 年夏以降に審議の予定です。

資料 2024 年 2 月 1 日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595224001&Mode=0>) を引用して作成

有機分析箇所 長谷川知草

[2. 民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査結果](#)

[3. 化審法における PFHxS 等の追加に関する意見募集の実施](#)

[4. 水質管理目標設定項目における農薬類の評価値の見直しについて](#)



PFAS の小冊子進呈中！

PFAS とは PFOS や PF0A などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。

しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)